

香川県アマチュアゴルフ選手権競技

兼第35回 四国アマチュアゴルフ選手権競技二次予選

兼第70回 国民体育大会ゴルフ競技香川県代表選手選考競技

兼第15回 日本スポーツマスターズゴルフ競技香川県代表選手選考競技

兼第5回 四国ミッドアマチュアゴルフ選手権競技予選

開催日：平成27年4月22日(水)・23日(木)

開催コース：鮎滝カントリークラブ

主 催	香川県教育委員会 (公財) 香川県体育協会
主 管	香川県ゴルフ協会
共 催	四国ゴルフ連盟
後 援	四国新聞社

JGAゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則Iの規定は最新のゴルフ規則が適用される。

ただしゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に記載されている場合を除き

ローカルルール及び競技の条件の罰は2打の罰とする

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付I(C)1b』を適用する。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付I(C)1a』を適用する。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付I(C)5b』を適用する。

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に定められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則6-8b注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

a. 通常のプレー中断：カート無線及び放送にて通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

b. 陰悪な気象状況に：カート無線及び放送にて通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。
よる即時中断

c. プレーの再開：カート無線及び放送にて通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移 動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。

(1) 1台のカートを共有する場合は、カートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。

但し、そのカートを共用しているプレーヤーの1人が運転（操作）していた時は、カートを運転していたプレーヤーの携帯品とみなす。

(2) プレーヤー以外（またはプレーヤーの指名の人以外）のカートのプレー中（正規のラウンド中）の運転を禁止する。

9. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(C)2』を適用する。

《裏面に続く》

10. スコアカードの提出

本競技においては、提出ボックス方式を採用する。

11. 使用ティマーカー

コンペティションマークを使用する。

12. 順位の決定

所定のホールを終了し1位にタイが生じた時は、ただちに1番・9番ホール（繰り返し）を使用し、ホールバイホールによるプレーオフを行い順位を決定する。尚プレーオフは、1位を決定しそれ以外のプレーオフに参加した選手は全て2位とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則27-1）

アウトオブバウンズの境界は白杭及び白杭に赤テープを巻いたものをもって標示する。

2. 修理地（規則25-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

3. ラテラルウォーターハザード（規則26-1）

ラテラルウォーターハザードは赤杭又は赤線をもってその限界を標示する。杭と線が併用されている場合は線をもってその限界を標示する。

4. 動かさない障害物（規則24-2）

a. 排水溝

b. 人工の表面を持つ道路（轍を含）に接した排水溝（その道路の一部とみなす）。

c. 電磁誘導カート用の2本（又は4本）の人工の表面を持つ軌道は全幅をもってカート道路とみなす。

d. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付I (B)6』を適用する。

5. 舗装道路に接する白線内の区域

舗装道路（カート道）に接する白線内の区域は道路と同じ取り扱いとする。すなわち、そのような白線内の区域は障害物であって修理地ではなく、罰なしに規則24-2b(i)の救済を受ける事ができる。

注 意 事 項

I. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。

II. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

III. 練習は指定練習場で行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、1人1コイン（24球）を限度とする。

IV. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。

V. 競技委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 山本 三十四